

食安輸発1116第3号
平成24年11月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(カナダ産亜麻及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年11月16日付け食安輸発1116第1号)により通知したところです。

今般、平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」が通知されたことから、上記通知の別表1のカナダの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」1.1.1 トウモロコシ及び大豆の穀粒の検体採取によること。	平成21年10月27日付け食安監発1027第3号「安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)の暫定検査法について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組換え亜麻 (FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「 <u>安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について</u> 」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「 <u>安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について</u> 」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻 (FP967) が検出されるおそれがあるため。

に改めるので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、貨物を保留の上、安全性未審査遺伝子組換え亜麻 (FP967) に係る行政検査を実施することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。